

# 農作業安全の手引き

令和8年3月

岐阜県農政部農産園芸課

# はじめに

農作業中の死亡事故は、全国で年間平均254件（令和2年～令和6年の5年平均）、本県においても、年間5.8件（令和2年～令和6年平均）発生しています。中でも、農業機械の利用に伴う70歳以上の高齢者の事故が目立って発生している状況です。

農作業事故による死亡・ケガの発生は経営にも大きな影響を及ぼしかねません。このため、事故の発生状況や要因等を的確に把握し、農業機械を利用する農業者及び関係者等が安全意識、知識及び技能の向上を図り、農作業事故の発生を防止することが重要です。

この手引きは、関係機関の御協力を得て、農作業事故の関連情報及び安全対策についてまとめたものです。

農業者が集まる会合等における農作業安全の確保に向けた注意喚起など、各地域での農作業安全運動の推進の一助として、この手引きをご活用いただきますようお願いいたします。

令和8年3月

岐阜県農政部農産園芸課



## 目次

はじめに .....	1
1 本県における農作業事故発生状況について ...	3
2 農作業安全の情勢について .....	7
3 農作業安全対策の推進方法 .....	15
4 農作業安全に関する啓発資材等一覧 .....	22
5 農作業安全に関する参考資料 .....	23

# 1 本県における農作業事故発生状況について

農作業に伴う事故については、その実態を把握し、今後の総合的な事故防止対策を講ずることが重要です。本項では、農林水産省の農作業事故調査に協力して実施する、厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡個票を閲覧する方法及び県が独自に調査している事故情報を集計した結果を紹介します。

## (1) 農作業死亡事故発生件数の推移

令和6年に、本県では11件の農作業死亡事故が発生しました。直近5年間でみると、年間約6件の死亡事故が発生しています。

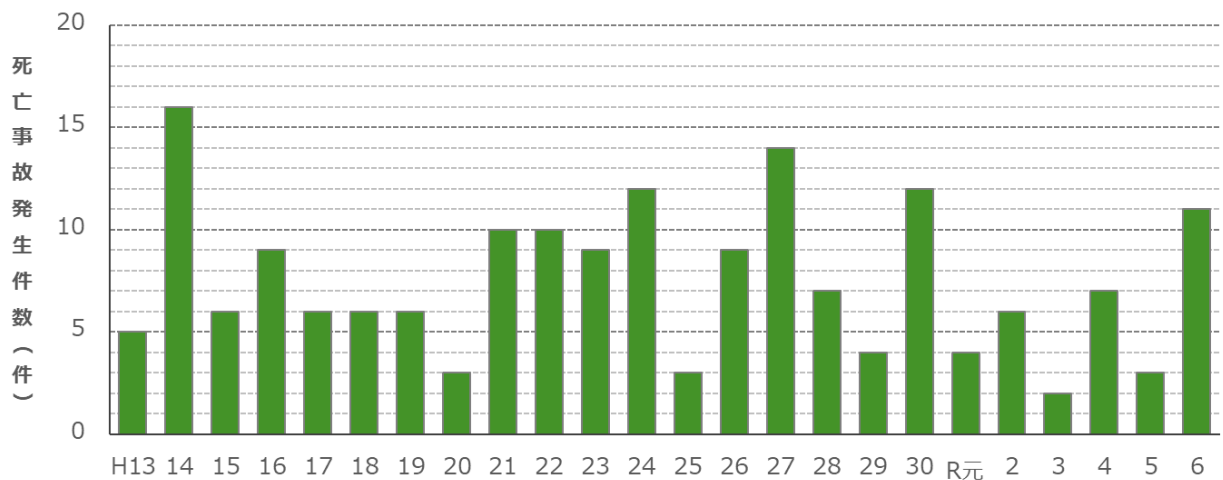


図 - 1.1 岐阜県における農作業死亡事故発生件数の推移 (平成13年～令和6年)

表1. 岐阜県内で発生した農作業死亡事故事例 (一部)

発生年月	被害者 (年齢)	発生場所	事故概要
R6.4	50代	ほ場	中山間地の急勾配で幅員の狭い搬送路(水田進入口)を走行中に横転し、トラクターの下敷きとなった。
R5.7	70代	ほ場	手押し式キャタピラー運搬機と果樹の間に胸部が挟まれ圧死。
R5.10	80代	ほ場	野焼き中、衣服に引火したことによる外傷性ショック死。
R4.8	80代	ほ場	午前8時前から畑で作業を行い、昼過ぎに心肺停止状態であったところを発見された。熱中症の疑い。
R4.8	60代	ほ場	SSで農薬散布中、後退時に果樹の枝を避けようとして機械ごと法面下へ落下。

## (2) 農作業事故の発生状況

### ア 月別発生状況

岐阜県では、4月から11月の農繁期に事故が集中しています。12月から3月は発生件数が少ないものの、年間を通じて農作業事故は発生しています。7・8月の死亡事故は、農業機械に関連するものに加えて熱中症の発生も確認されています。

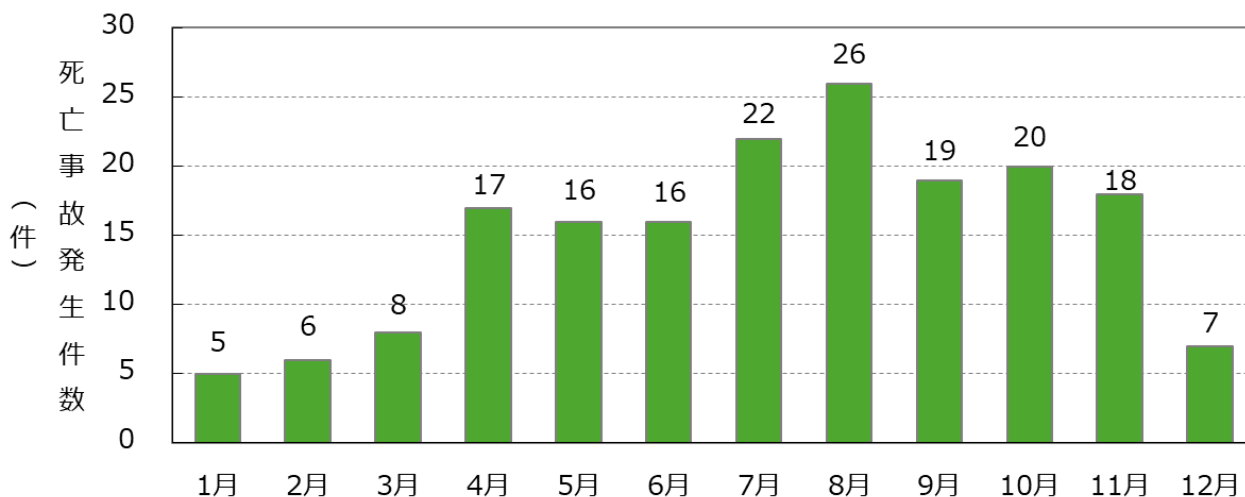


図 - 1.2 岐阜県における農作業死亡事故 月別発生件数（平成13年～令和6年の合計）

### イ 年齢別発生状況

年齢別の事故発生状況を見ると、60歳以上の事故が、総件数の90%以上を占めており、農作業事故に占める高齢者の割合が非常に高くなっています。

一方で、60歳未満の死亡事故も少数ながら発生しており、農作業事故は誰にでも起こり得るものであることが分かります。

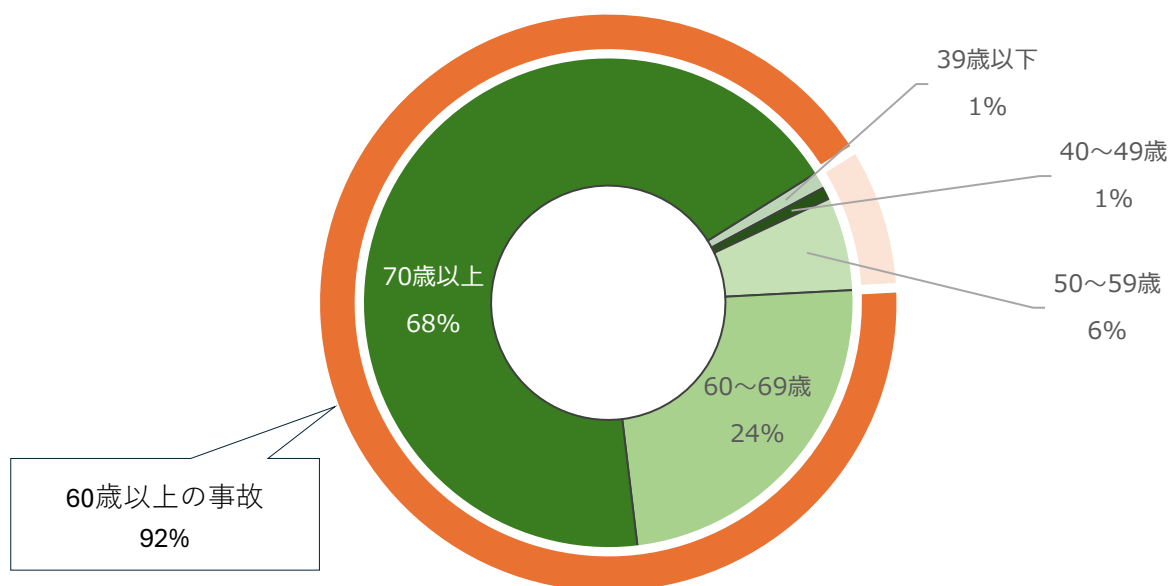


図 - 1.3 岐阜県における農作業死亡事故 年齢別発生割合（平成13年～令和6年の合計）

## ウ 場所別発生状況

死亡事故の発生した場所を見てみると、岐阜県ではほ場での事故発生件数が約60%を占めています。ほ場内における事故は、農業機械や熱中症による事故が多くみられます。

道路では乗用トラクターによる移動中の転落事故や乗用車との衝突事故、運搬車による運搬中の事故がみられます。

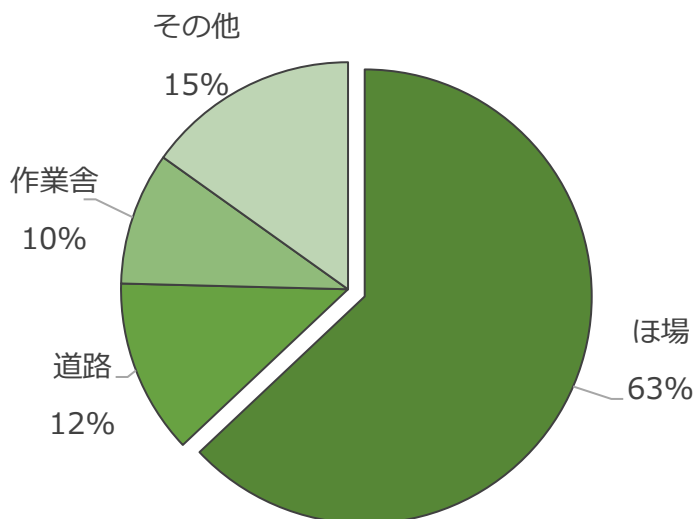


図 - 1.4 岐阜県における農作業死亡事故 場所別発生割合（平成13年～令和6年の合計）

## エ 原因別発生状況

死亡事故の発生原因を見てみると、機械に係わる事故が多く、総件数の約48%を占めています。また、機械によらない転倒・転落による事故や熱中症で死亡する事例も多く発生しています。

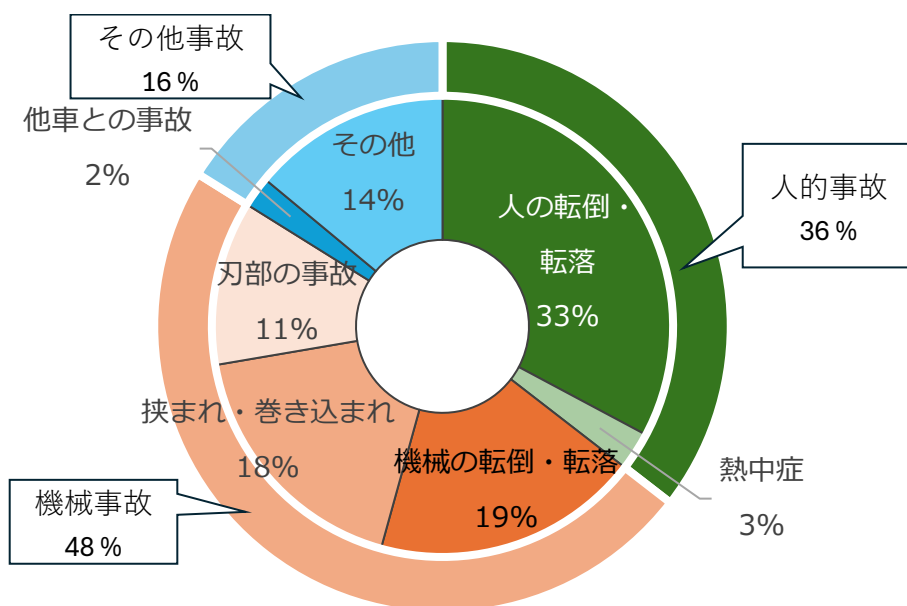


図 - 1.5 岐阜県における農作業死亡事故 原因別発生割合（平成13年～令和6年の合計）

## オ 機種別発生状況

農業機械作業における機種別の事故発生状況をみると、乗用トラクターの事故が目立ち、次いで耕耘機による事故が発生しています。コンバインによる事故は減少傾向にあります。その他には、動力防除機（SS）やフォークリフト、運搬車両や畜産関連設備の事故が含まれ、多様な機械事故が報告されています。

乗用型トラクターでは、転倒・転落によって下敷きとなり、圧迫や外傷性ショックなどにより死亡するケースが非常に多くなっています。耕耘機では、後進時に障害物との間に体が挟まれ胸部を圧迫される事故や、ロータリーに巻き込まれて、足を切断する事故がみられます。コンバインでは、脱穀部への巻き込まれによる手指の切断や裂傷、移動時の乗用車との衝突事故なども発生しています。

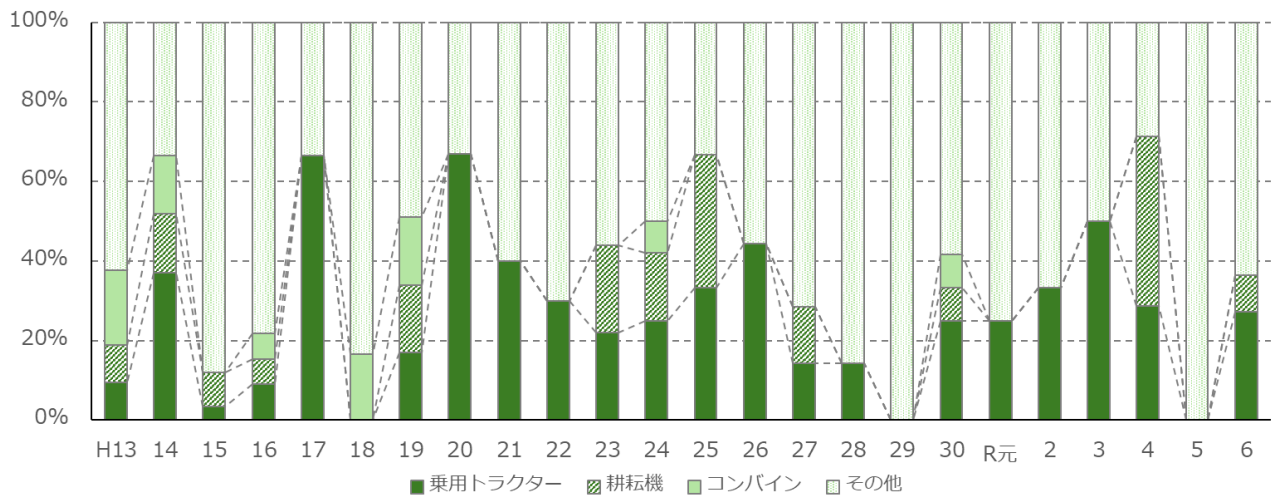


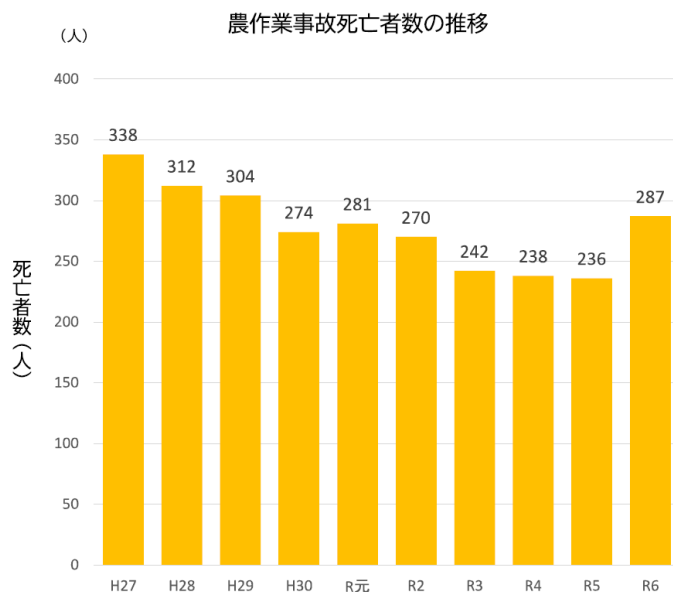
図 - 1.6 岐阜県における農作業死亡事故 機種別発生割合（平成 13 年～令和 6 年の合計）

## 2 農作業安全の情勢について

本項では、農林水産省の農作業事故調査の結果と、最近の農作業安全に係る関係法令の動きを紹介します。

### (1) 全国における農作業事故の情勢と農林水産省の方針

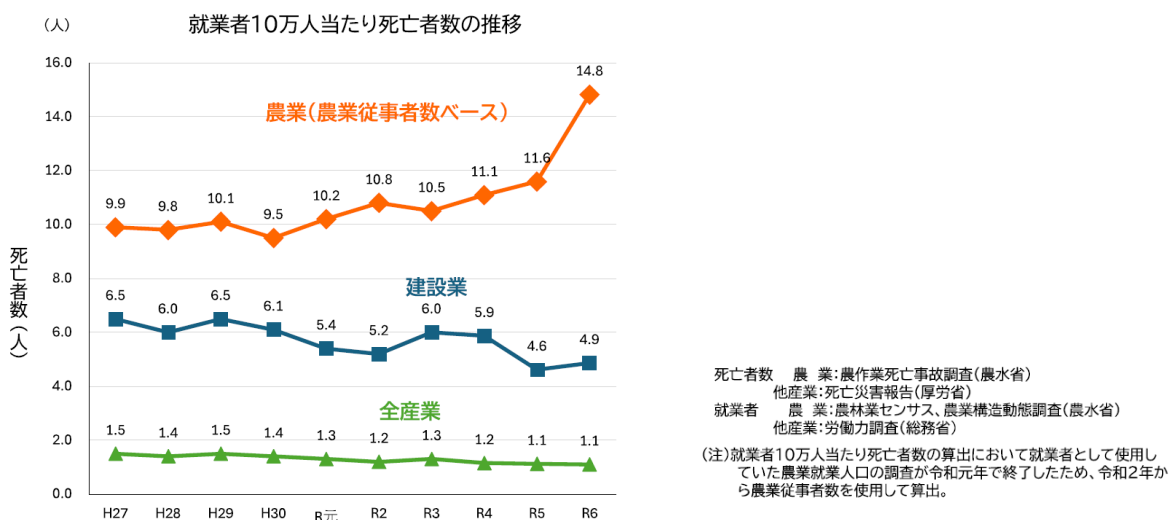
全国における農作業事故死亡者数は減少傾向にありましたが、令和6年は287人となり、前年より51名増加しました。



※農林水産省「令和7年度農作業安全対策全国推進会議（R8.2）資料」より

図－2.1 農作業事故死亡者数の推移（平成27年～令和6年）

それに伴い、就業者10万人当たりの死亡者数は14.8人となり、他産業との差が更に拡大しました。



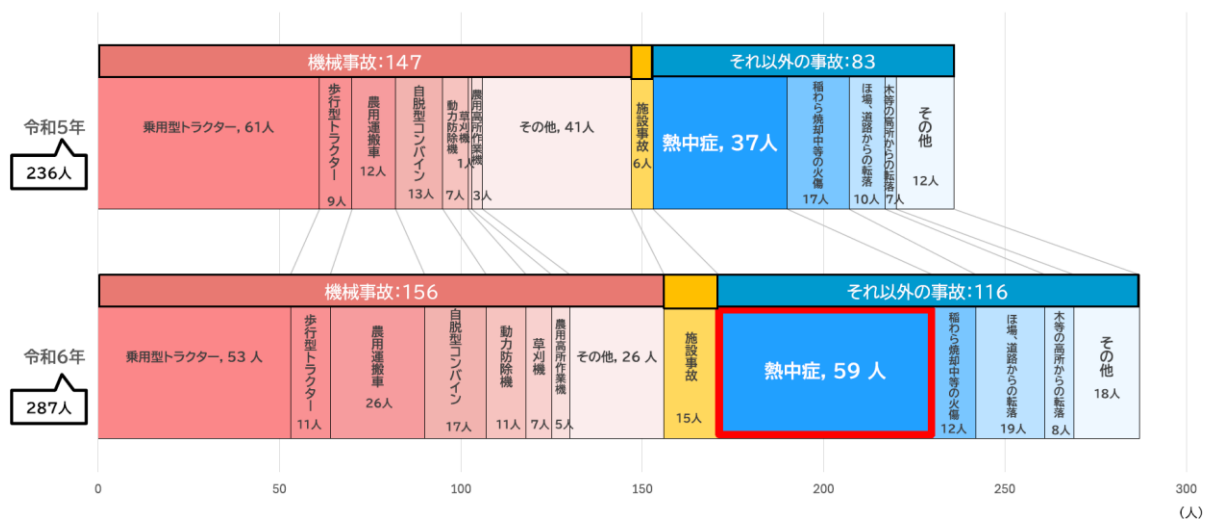
※農林水産省「令和7年度農作業安全対策全国推進会議（R8.2）資料」より

図－2.2 就業者10万人当たり死亡事故者数の推移（平成27年～令和6年）



令和6年度の農作業死亡事故について、要因別にみると「機械事故」「施設事故」「それ以外の事故」のいずれも前年から増加しており、特に「熱中症」による死亡者が顕著に増加しています。

農作業死亡事故の要因別分析(R5→R6)



※農林水産省「令和7年度農作業安全対策全国推進会議（R8.2）資料」より

図-2.3 農作業死亡事故の要因別分析（令和5年、令和6年）

全国的に気温（年平均気温偏差）は年々高くなっており、今後も熱中症等の発生リスクが高い状態が続くことが想定されます。このことから、農林水産省では、農作業中の熱中症等による事故を防ぐため、「スマート農業技術や農業サービス事業者などを活用した生産方式（ホワイト生産方式）への転換」と、「農業者における熱中症等の回避行動の啓発活動」を併せて推進することとしています（農作業における熱中症等対策総合パッケージ）。

農作業における熱中症等対策総合パッケージ

**熱中症等の回避に向けた安全意識の向上**

○研修の強化(熱中症等対策研修強化期間の前倒し)  
より多くの農業者に早い段階から熱中症への注意を促すため、熱中症対策研修強化期間を1か月前倒(4~6月)。  
この中で、熱中症や夏季の農作業事故の回避策をお伝えするとともに、ホワイト生産方式への転換の必要性を啓発。

○夏の熱中症等対策声かけ期間の新設  
特にリスクが高い7~9月を新たに「夏の熱中症等対策声かけ期間」として設定し、関係機関を挙げて、各種メディアも活用した声かけ運動を展開。

**熱中症等のリスクを低減する生産方式 ホワイト生産方式への転換**

○スマート農業技術の導入  
自動化技術やIT技術の活用を通じて、省力化・軽労化。  
(例)・水管理の遠隔操作や自動化  
・生育予測システムによる業務量の平準化  
【支援策】スマ転事業 (R7補正 156億円の内訳) R8当初 25億円の内訳

○農業支援サービスの活用  
作業の外部化を通じ、農業者の高温暴露時間を軽減。  
(例)・ドローンによる農薬・肥料散布作業の委託  
・リモコン草刈機を有する事業者への作業委託  
【支援策】サービス加速化事業 (R7補正 156億円の内訳) R8当初 25億円の内訳

○農作物の高温対策  
農作物の高温対策を通じて、農業者の労働環境も改善。  
(例)遮光資材、細霧冷房、天窓、ヒートポンプの活用 (R7補正 40億円の内訳)  
【支援策】グリーンな栽培体系転換 (R8当初 5.7億円の内訳)

※3月中旬に発出予定の令和7年地球温暖化影響調査レポートにも、上記を記載

※農林水産省「令和7年度農作業安全対策全国推進会議（R8.2）資料」より

図-2.4 農作業における熱中症等対策総合パッケージ

その内、啓発活動については、例年より1か月早い4月から6月を「熱中症対策研修実施強化期間」に設定し、熱中症や夏季の農作業事故の回避策を伝えるとともに、ホワイト生産方式への転換の必要性の啓発を行います。また、特にリスクの高い7月から9月の「夏の熱中症等対策声かけ期間」を新設し、関係機関を挙げて各種メディアを活用した声かけ運動を展開します。

## (2) 農作業安全に係る制度について

農業における就業者 10 万人当たりの死亡者数が多いことを受け、国としても農業従事者の安全を守るため、各種法令の改正や制度の見直しなどが進められています。以下に、各法令における最近の情勢を記載します。

### ア 労働安全衛生法ならびに労働安全衛生規則

労働安全衛生法とは、簡単に言うと「雇用している従業員などが工作中にケガや病気をしないように、事業主が安全な環境を整えることを定めた法律」です。事業主は雇用している労働者に対し労働災害を防止するための措置を講じる必要があります。

労働安全衛生法ではその骨子を、労働安全衛生規則は労働安全衛生法の詳細を規定するものとなっています。

#### Q. この法律で対象となる「事業主」とは？

##### A. 従業員を一人でも雇っている農業者であれば、「事業主」に該当します。

事業の形態（個人であるか法人であるか）や規模などは問われません。また、ここで言う「従業員」には、通年雇用者だけではなくパート従業員やアルバイト、短期雇用なども含みます。

#### Q. いわゆる「家族経営」の農家も「事業主」となる？

##### A. 事業主と同居の親族の場合は、対象者とはなりません。

この法律上の「労働者」の定義は、労働基準法第 9 条の労働者（賃金をもらう使用者）を準用しています。そのため、事業主と同居の親族については、給与の支払いを受けていても事業主と同居及び生計を一にするものであり、原則として労働基準法上の労働者には該当しません。（業務や就労の実態によっては「労働者」として扱われる場合がありますのでご注意ください。）

## ○労働安全衛生法の改正

農業に限らず、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進等の措置を行う改正労働安全衛生法が令和7年5月に成立しました。

### ・個人事業者等に対する安全衛生対策の推進（令和9年4月から施行）

これまで法的な立ち位置が曖昧であった個人事業者等（労働者と同じ場所で作業に従事する事業主や役員など）についても、業務上災害の防止および同じ場所で働く労働者の災害防止を目的として保護対象・義務の主体として位置づけることとなりました。

これにより、個人事業者等自身も、他者の安全を確保するための措置（特別教育の受講や使用する機械の構造規格の確認や定期自主点検の適正な実施など）を行うことが義務付けられました。

また、同じ場所で複数の者が行う「混在作業」について、作業場所を管理する者（作業場所管理事業者）が作業間の連絡調整等を行うことが義務付けられます。

### ・機械等の安全の確保（R9.4 施行）

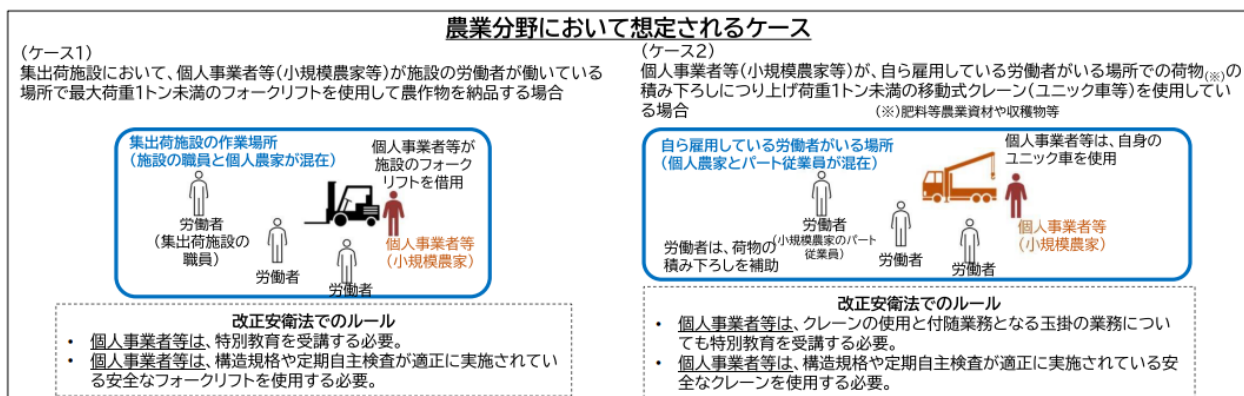
労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等は、構造規格または安全装置を具備しない機械等の使用を禁止、また該当機械等の定期自主検査等の実施を義務化。

### ・危険有害業務に関する安全衛生教育の実施（R9.4 施行）

労働者と同じ場所で事業主等が危険・有害業務実施する場合には、労働者と同じく特別教育や技能講習などを受講することを義務化。

### ・発生した業務上災害の労働基準監督署への報告義務（R9.1 施行）

また、この他にもメンタルヘルス対策の推進（公布後3年以内に政令で定める日に施行予定）や高齢者の労働災害防止の推進（令和8年4月施行予定）などについても改正されています。



※ フォークリフト、クレーン、玉掛の業務について、使用する機械の最大荷重によって規定されている構造要件や検査、受講すべき安全衛生教育(技能講習・特別教育等)が異なり、取り扱う機械によっては、改正前の安衛法においても個人事業主を含む全ての従事者が免許取得・技能講習受講が必要があるものもある。  
 ※ ここで示した「個人事業者等自身の義務」は、改正の一例であり、その他の改正の概要は次項を参照。今後、厚生労働省において施行に向け、関係省令等の労働政策審議会安全衛生分科会での審議、施行通達等の準備を行う予定。

※ 農林水産省「令和7年度農作業安全対策全国推進会議（R8.2）資料」より

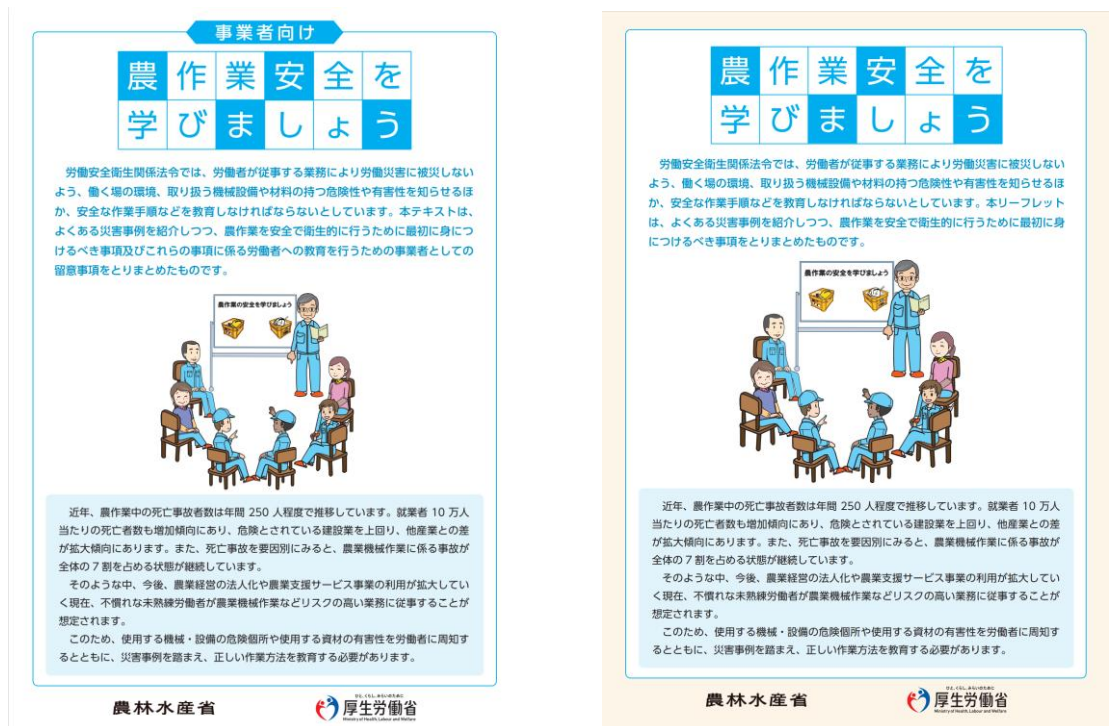
図 - 2.5 改正労働安全衛生法における、農業分野で想定されるケースとその対応

○安全衛生教育（特に雇入れ時）の義務化（令和6年4月から適用）

事業者は、労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、ケガや病気にかかることなく安全に作業を行うために必要な知識の習得に向け、労働者に以下の安全衛生教育を行う必要があります。

- ① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること
- ② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること
- ③ 作業手順に関すること
- ④ 作業開始時の点検に関すること
- ⑤ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
- ⑥ 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
- ⑦ 事故時等における応急措置及び退避に関すること
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

従来、農業においては①～④の項目について教育を省略することができましたが、令和6年4月からは全ての項目について教育を行うことが義務化されました。農林水産省では、雇入れ側農業者向けの「教育教材」と、雇われ側農業者向けの「リーフレット」を作成しホームページで公開していますので、参考にしてください。



※農林水産省 HP より

図 - 2.6 農業における雇入れ時教育用の雇入れ側向け「教育教材」(左)と雇われ側向け「リーフレット」(右)

また、一部の機械や作業については、作業者に対し特別教育または技能講習などを受けさせる必要があります。技能講習については各都道府県労働局の登録を受けた機関が実施しています。

表2 特別教育や技能講習などが必要な機械・作業など（一部抜粋）

機械・作業内容		必要な教育など
刈払機	取り扱い	特別教育に準ずる教育
小型ボイラー	取り扱い	特別教育
チェーンソー	立木の伐木、掛かり木の処理	特別教育
フォークリフト	最大荷重 1 t 未満	特別教育
	〃 1 t 以上	技能講習
油圧ショベル	車体重量 3 t 未満	特別教育
	〃 3 t 以上	技能講習
移動式クレーン	吊上荷重 0.5t 以上 1t 未満	特別教育
	〃 1t 以上 5t 未満	技能講習
	〃 5t 以上	免許
玉掛け作業	吊上荷重 1 t 未満	特別教育
	〃 1 t 以上	技能講習
高所作業	地面や床から 2 m 以上の箇所	特別教育

特別教育：危険・有害な業務に労働者をつかせるときに事業者が行わなければならない教育。対象業務と教育の内容は法令で定められており、教習科目について十分な知識、経験を有する者が講師となって行う必要がある。

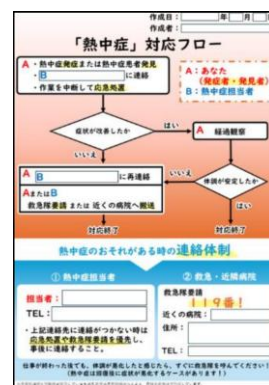
技能講習：労働者が特定の業務を安全に遂行するために必要なスキルや知識を習得するための教育。都道府県労働局に登録された教習機関で実施しており、修了者には修了証が交付される。教育は大きく分けて、自ら業務を安全に遂行するための「実技能の習得教育」と、作業者を直接指揮・監督して安全に業務を遂行するための「監督技能の習得教育」がある。

### ○労働者を雇用する事業者における熱中症対策の義務（令和7年6月施行）

労働安全衛生規則の中で、最近の夏季の高温により労働者の熱中症重篤化による死亡災害を防止するため、労働者を雇用するすべての事業者（法人、家族経営問わず）に対し、労働者への熱中症対策を義務付けました。

具体的な義務の内容としては、以下の3点となります。適切に行わなかった場合は、罰則も措置されています。

- ① 早期発見のための体制整備
- ② 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
- ③ 上記①、②の内容について関係作業員への周知



※農林水産省 HP より  
図-2.7 熱中症対策対応フロー

## イ 道路運送車両法令、道路交通法令関係

農用車両に関する法律には、「道路運送車両法」と「道路交通法」があります。前者は車両の構造や性能、保安基準など車両自体（ハード部分）に関する法律、後者は運転ルールや交通取締など道路の利用方法（ソフト部分）に関する法律となっています。

### ○乗用型トラクターにおける公道走行

作業機付きトラクターでの公道走行については、直装式およびけん引式について、一定の条件を満たしたものは公道の走行が可能となりました。灯火器類の設置や運転免許（けん引）の取得などが必要となる場合がありますので、詳細な条件については今一度ご確認ください。

### ○乗用型トラクターにおけるシートベルト着用義務化（令和9年1月から適用）

農耕作業用特殊車の死亡事故は転倒・転落によるものが多く、特に乗用型トラクターの死亡事故が多い状況にあります。そのため、令和7年6月に道路運送車両法に基づく規定の改正が行われ、基準適用日（令和9年1月1日）以降に生産されたトラクターについてはシートベルト装備の義務化および対象車両を道路で運転する際のシートベルト着用が義務化されます。

対象車両での公道走行時のシートベルト着用については警察の取り締まり対象となり、違反した場合「シートベルトの着用義務違反」として点数1点が付されます。現行トラクターについては取り締まりの対象外ではありますが、事故防止の観点からも公道走行時はシートベルトの着用を推奨しています。

The infographic is titled "シートベルト着用義務化" (Seat Belt Mandatory Use). It features a large yellow banner at the top with the title. Below the banner, there are two main images: one showing a person in a blue uniform sitting in a tractor seat with a seat belt, and another showing a red tractor on a road. A speech bubble from the tractor image says: "道路運送車両の保安基準改正(※)により、乗用型トラクタで道路を走行する際には、シートベルト着用が義務化されます。 ※令和7年6月17日公布" (Due to the revision of the safety standards for road transport vehicles (※), seat belt use is mandatory when driving a riding-type tractor on roads. ※Published on June 17, 2025). Below the images, there are three callout boxes: 1. "義務化はいつから?" (When is mandatory use?) Answer: "令和9年1月1日 からです。" (From January 1, 2025). 2. "どのトラクタが対象?" (Which tractors are the target?) Answer: "令和9年1月1日以降に製造された座席を有するトラクタは、大型特殊自動車・小型特殊自動車に限らず対象車となります。" (Tractors manufactured after January 1, 2025, with seats are target vehicles, not limited to large or small special vehicles). 3. "違反した場合は?" (What happens if you violate?) Answer: "シートベルトの着用義務違反として、点数1点が付されます。" (As a violation of seat belt mandatory use, 1 point will be deducted). At the bottom, it says "農林水産省" (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries) and "※農林水産省 HP より" (※From the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries website).

図 - 2.8 乗用型トラクターでの道路走行時におけるシートベルト義務化チラシ

## ウ 農業機械の新しい安全性検査制度

農林水産省では、農作業環境の安全対策の強化として安全な農業機械の農業現場への導入を進めるため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下、農研機構）が実施する農業機械の安全性検査の基準に準拠した農業機械の開発および安全性検査の受検を農業機械製造事業者等に対し促してきました。

当該安全性検査については、令和7年4月から新たな制度として再スタートしました。従来よりも審査基準が強化され、海外や他分野で装備されている安全装置の装備が導入された他、企業の受検しやすさの向上や対象機種合格機の補助事業対象化、JA共済連の農業用安全自動車割引の対象にするなど、企業、導入する農業者双方へのメリット措置が取られています。

現在の検査対象機種は乗用トラクター、歩行用トラクター、田植機、自脱式コンバイン、穀物乾燥機ですが、今後スピードスプレーヤー、農用運搬車、農用高所作業車などについてもできるだけ早い時期に検査対象化することを検討しています。

## エ 労働者災害保険制度（以下、労災保険制度）の見直し

労災保険制度については、労働者災害補償保険法により、労働者を使用するすべての事業について強制加入が適用されています。しかし、農業については家族経営の個人事業者が多く、労働雇用の実態が掴めなかったことから、個人経営農業者は暫定任意適用事業（労働者が常時5人未満の場合は加入について任意とする対応）となっていました。

しかし、農業者の死傷者割合が多い昨今の状況の中、労働災害が発生するリスクは高くその割合は経営規模によりません。労災に加入していない個人事業において、自身の雇用する労働者が死傷又は疾病にかかった際の災害補償責任の負担は経営リスクとしてかなり大きいと考えられます。また雇用就農者が就業先を探す際に各種保険の加入を重視している割合が高いことなどを鑑み、現在農業分野における労災保険制度の強制適用に向けた検討が進んでいます。

一方で、制度の周知に時間を要することや農業者に納得して加入してもらうためのアプローチの方法、加入手続きに関する公的機関のバックアップ体制の構築なども同時に検討する必要があることから、具体的な適用時期については現在未定となっています。

### 3 農作業安全対策の推進方法

#### (1) 農作業事故の現状と課題

農作業事故が減らない要因の1つとして、家族経営の農業者は「個人事業主」として扱われ、労働安全衛生法の適用外となる場面が多いことが挙げられます。

個人事業主は現状、業務上災害が発生しても労働基準監督署への事故報告義務がありません。そのため、農作業事故は要因の分析が困難であり、以後の対策に繋がりにくくなっています。また、法令・規則に即した安全指導の機会が得られず、安全意識が高まらない、身を守る取組が普及しづらい実態があります。そのため、本来は危険であるはずの行為が常識化・常態化していること、また未熟練者がそれを見様見真似で農作業を行うことが、事故の発生を助長しています。

農作業事故は、当事者の肉体的・心理的なダメージだけではなく、代替労働力の確保や業務の遅滞、家族や仲間等への作業負担増大などによる経済的ダメージや他者への影響も伴います。その結果、離農という選択をせざるを得ず、担い手の喪失といった地域の問題へと波及する恐れもあります。農作業事故は地域・個人営農における「**最大の経営リスクのひとつ**」であるとも言えます。

その一方で、こうした農作業事故は、自然災害や資材費の高騰、生産物価格の下落などと異なり、自らの手である程度防ぐことができるリスクでもあります。自身や地域の農業経営持続性の観点から農作業安全について考えてみてはどうでしょうか。

#### (2) 安全対策の推進方法

##### ア 農作業事故の発生要因

農作業事故は、「人的要因」「作業・管理方法」「作業環境」「機械・施設」の4つの要因が絡み合って発生します。「気を付ける」ことも重要ですが、ミスをしない人間はいません。そのため、人がミスをして助かるように、その他の要因を事故が起こる前に取り除いていくことが重要です。

##### ○ハインリッヒの法則

ハインリッヒの法則とは、労働災害の分野で良く知られている経験則です。ある1つの重大事故が発生した場合、同じ原因で29件の軽い事故が発生し、300件のヒヤリ事故が発生していると言われます(1:29:300)。

小さな事故やヒヤリハットを放置せず、重大事故につながる前に対策を打つことが重要です。

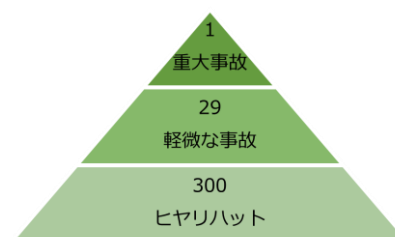


図-3.1 ハインリッヒの法則



## イ 安全確認のための手法

農作業安全について考えるとき、「これに気を付ければすべての事故が防げる」といったポイントはありません。なぜなら、それぞれの地域やほ場、作業環境は全て同一ではなく、個々の場所に特有の条件があるからです。だからこそ、農作業安全は農業者自身で考え、対策を行う必要があります。自分の安全は自分で確保することが、地域の安全につながります。また、自分の農場における「当たり前」に潜む危険には、自分自身では気付けないことも多くあります。そのため、自分ではない第三者の視点で日ごろの作業を見返すことで、改めて危険に気づき対応することもできます。地域における農作業事故根絶に向けて、農業者の会合等で農作業安全確認の意識向上に向けた取組の検討や危険の洗い出しをすることが大切です。

以下に、主な現場の危険を知る手法や現場改善・ルール化の手法を紹介します。どれか1つを導入して終わるのではなく、いろいろな内容に取り組み、その結果を反映し新たなルールとすることで、生きた安全対策とすることが重要です。

### ○KY（危険予知）活動

KY活動は、作業前に現場の危険を洗い出し、事故を未然に防ぐための話し合い活動です。農作業では天候や機械の状態、作業者の体調によってリスクが大きく変わるため、作業を始める前に「どんな危険があるか」「どうすれば防げるか」を短時間で確認します。

- ① これから取り組む作業について、起こりそうな危険について考える
- ② 想定した危険の中から、特に重要（危険）なポイントを絞り込む
- ③ 想定した危険に遭遇しないようにするための具体的な対策を考える
- ④ ③で決めた対策を全員で共有し実行する

※一人作業の際は、事前にカードなどに記載しておき作業前に確認する「自問自答式」も効果的

危険予知活動は、1回5分程度しかかかりません。次の休憩までの作業について、危険予知を習慣づけましょう。「昨日と同じだから省略」は危険です。重要なのは、全員参加で声に出して共有することです。

### ○ヒヤリハット活動

ヒヤリハット活動とは、「ヒヤッとした」「ハッとした」未然事故（ニアミス）を記録・共有し、再発防止につなげる取り組みです。小さな気づきも積み上げることで、重大事故の芽を摘むことができます。

この活動は、報告しやすい雰囲気づくりが効果を高めます。口頭報告など簡単に報告ができること、ミスを責めるのではなく報告者を尊重し同意や感謝の気持ちを伝えるなど、報告しやすい環境をつくるのが大切です。

## ○農場ミーティング

農場ミーティングは、農作業に関わるメンバーが定期的に集まり、安全や作業計画について話し合い、共有するための場です。

形式にこだわらず、短時間でも継続して実施することが最も大切です。ただし、内容のマンネリ化には注意する必要があります。

### ミーティングで確認する内容（例）

- ・ 今週の作業内容と役割分担
- ・ 使用する機械の点検状況
- ・ 予定されるリスクと対策
- ・ 最近のヒヤリハット事例の共有

図 - 3.2 農場ミーティングの内容例

## ○リスクアセスメント

リスクアセスメントは、作業に潜む危険を洗い出し、その大きさを評価し、優先順位をつけて対策する方法です。以下は、「マトリクス法」と呼ばれるリスク見積りのための方法です。この方法は、どのリスクから対応すべきか直感で分かりやすく、効率的に対応を進めていくことができます。これが特徴です。

発生確率 重篤度 (けがの重さ)	発生確率		
	低い	中くらい	高い
低 (軽微)	低	低	中
中 (休業)	低	中	高
高 (重傷/死亡)	中	高	高

図 - 3.3 リスクアセスメントマトリクス表

- ① 危険の特定：作業や設備の中にある危険な要因を洗い出す
- ② リスクの評価：事故の「**起きやすさ**」と「**重篤度（けがの重さ）**」を掛け合わせ、リスクの大きさ（高・中・低）を評価する
- ③ 対策の決定：優先度の高いリスクから順に（高→中→低）対策を立てていく
  - ①本質的対策（使用の中止、代替物の使用等）
  - ②工学的対策（安全装置、機械設備等で対策）
  - ③管理的対策（手順書、教育などの人的対策）
  - ④保護具
- ④ 実施状況を見直し、改善する

の順で検討すると効果的。

## ○5S活動

5Sとは、職場環境を整えて事故とムダを減らすための基本的な取り組みで、以下の5つの頭文字を指します。

- ・ 整理（必要な物と不要な物を分ける）
- ・ 整頓（必要な物をすぐ使えるようにする）
- ・ 清掃（汚れを除き、点検機会にもする）
- ・ 清潔（整理・整頓・清掃の状態を維持）
- ・ しつけ/習慣（決めたルールを守る習慣化）

労務災害の防止や作業効率の向上、在庫管理による無駄の抑制など、5Sは安全の基礎体力づくりであり、経営安定につながる取り組みとも言えます。

### ○OSHMS（労働安全衛生マネジメントシステム）

OSHMSは、組織的・継続的に安全管理を改善していくための仕組みです。

「計画 → 実行 → 評価 → 改善（PDCA）」のサイクルを回しながら、安全レベルを引き上げていきます。

計画(P)：リスクアセスメント、目標設定
実行(D)：安全教育、作業改善、対策実施
評価(C)：点検、事故・ヒヤリハット分析
改善(A)：対策の見直し、仕組みの強化

### ○安全対策で重要なこと

ここまで様々な手法を紹介しましたが、一番重要なのは「**自分たちで理由を納得し、腑に落とすこと**」です。自分の中で納得していないルールは形骸化し、「ついうっかり、まあいいか」につながります。グループで話し合い、あるいは自問自答で深掘りすることで納得し、納得したルールを実践することでその取り組みが生きたものとなるのです。

労働安全衛生法では、事業者は労働者の安全と健康を守る「安全配慮義務」があるのと同時に、労働者には「ルールを守り事業者の取り組みに協力する義務」も同時に発生します。お互いにコミュニケーションを取り、営農が続く限り改善を繰り返すことで、より良い営農を継続していきましょう。

## ウ 救急処置と労災保険の加入

どんなに注意を払っていたり対策をしたりしていても、農作業事故は発生する可能性があります。しかし、事前の備えがあれば、重症化を防いだり金銭的な負担を軽減したりできる可能性があります。今一度、農作業事故への備えを見直しましょう。

### ○農作業事故と救急措置

一般的に、救急隊が到着するまでに最低でも6分間、地域によっては更に時間を要することもあります。仮に事故が発生したとしても、傷病者の発見や応急措置が早急になされれば、救命や重症化防止につなげることができます。

万一の事故に備え、緊急時の連絡体制や応急処置の知識等を事前に確認しておきましょう。

#### ★正しい応急処置

- (1) 事故を発見したら、まず機械のエンジンを停止する。  
(家族全員が所有機械のエンジン停止方法を知っておくこと)
- (2) ケガの様子を正しく把握し、救急出動の連絡をする。
- (3) 救急隊到着までの間に適切な応急処置を施す。
- (4) 救急隊が到着したら、施した処置について報告する。

また、一人での作業中の事故は、携帯電話を持つことで救命につながることもあります。どんなに近場での作業でも、携帯電話を持ち歩き体から飛び出さない工夫をしましょう。

### ○労災保険の特別加入制度について

労災保険は、本来労働者のための制度ですが、農業においては労働者以外でも万が一の事故に備え、療養・休業給付遺族給付などが受けられる特別加入制度が設けられています。農業者であれば、次の3つの区分のいずれかに特別加入することができます（重複加入はできません）。一定以上の障害には年金が支給されるなど民間にはない有利な点もありますので、農作業事故の補償を得るためにも営農の実態に合った労災保険に加入しましょう。



図-3.4 農業者のための特別加入制度のしおり

表 3 農業者のための特別加入制度の区分

	① 特定農作業従事者	② 指定農業機械作業従事者	③ 中小事業主等
加入資格	「経営耕地面積 2 h a 以上」または「年間農畜産物の総販売額 3 0 0 万円以上」の規模を有し、農業機械を使用する作業などの特定の農作業に従事する農業者 (家族従事者を含む)	指定された機械(指定農業機械)を使用し、土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取の作業を行う農業者 (家族従事者を含む)	① 常時 3 0 0 人以下の労働者を使用する事業主とその事業従事者(家族従事者など) ② 年間 1 0 0 日以上労働者を使用する事業主とその事業従事者(家族従事者など)  ※その事業の労災保険に係る事務処理を委託していること
補償対象作業	土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取、家畜・蚕の飼育の作業のうち、次に掲げるもの及びこれに直接付帯する行為  ① 動力により駆動される機械を使用する作業 ② 高さが 2 メートル以上の箇所における作業 ③ 牛・馬・豚に接触し、または接触のおそれのある作業 ④ 酸素欠乏危険場所における作業(サイロ、むろなど) ⑤ 農薬散布の作業	指定農業機械を使用する作業及びこれに直接付帯する行為 (農作業場と格納場所間の運転・運搬を含む)  ※指定農業機械: 農業用トラクター、自走式田植機、自走式スピードプレーヤー、自走式運搬用機械、無人航空機(農薬、肥料、種子、融雪剤の散布または調査に用いるものに限る)など	農作業中や事業の運営に必要な業務上の業務災害や通勤災害等。

\* 厚生労働省が作成する「農業者のための特別加入制度のしおり」も参考としましょう。

・ 集落営農組織における具体的な加入方法について

1. 任意組合の構成員（農業者）は、個人事業主の資格で「特定農作業従事者」又は「指定農業機械従事者」として特別加入するのが原則です。
2. 任意組合が「法人化」により、オペレータ等労働者を雇用すれば「労働者」としての一般加入と「役員」の労災保険特別加入制度が活用できます。
3. さらに、JA共済等の保険の活用についても検討して下さい。

表 集落営農組織における労災保険の加入について

集落営農組織における労災保険の加入形態						
		組 合 員		雇 用 労 働 者		
				組 合 員	非 組 合 員	
特定 農業 団体等	任意組合 〈民法 667 条組合契約〉	特別加入 (特定農作業従事者) (指定農業機械作業従事者)				
	人格のない社団 〈法人税基本通達 1-1-1〉	特別加入 (中小事業主等) (特定農作業従事者) (指定農業機械作業従事者)		一般加入	一般加入	

		組 合 員				非 組 合 員		代表理事 (理事・監事) 〈労働者性のない者〉
		法人が組合員を労働者 として雇用しない場合		法人が組合員を労働者 として雇用する場合		(法人雇用労働者)		
		“事業” 従事	“事務” 従事	“事業” 従事	“事務” 従事	事業 従事	事務 従事	
農事 組合 法人	従事分量配当制	特別加入 (特定農作業従事者) 又は (指定農業機械作業従事者)				一般加入	特別加入 (中小事業主等) 又は (特定農作業従事者) 又は (指定農業機械作業従事者)	
	確定給与制			一般加入		一般加入	特別加入 (中小事業主等) 又は (特定農作業従事者) 又は (指定農業機械作業従事者)	

(備考) ・ 法人に雇用されない組合員は、個人農業者として特別加入（「特定農作業従事者」「指定農業機械作業従事者」）の対象となる。  
 ・ 労働者を雇用する法人の代表理事と役員（理事）は、「中小事業主等」として特別加入が可能である。

農業者に係る労災保険加入の形態				
	一般加入 (雇用労働者)	特 別 加 入		
		中小事業主等	指定農業機械作業従事者	特定農作業従事者
保険料率	13/1000	13/1000	3/1000	9/1000
保険料負担	事業主	事業主	加入者	加入者

(備考) 個人事業主の場合の本人の分の特別加入労災保険料は必要経費（法定福利費）ではなく、社会保険料控除（事業主貸）の対象となります。法人の場合は損金（法定福利費）になります。

## 4 農作業安全に関する啓発資材等一覧

下記の資材等については、常時貸し出しをしていますので、地域での農作業安全啓発のための研修会や座談会等に御活用ください。

表 4 岐阜県農産園芸課の所有する農作業安全に関する映像資材一覧

媒体	題名	製作	時間	発行年	インターネット公開
DVD	農作業安全シリーズ Disc1 女性・高齢者の安全を確保しよう あなたの安全度チェック～一般編～	(一社)日本農業機械化協会	47分	2009	
	農作業安全シリーズ Disc2 農作業環境丸ごと点検 農作業事故の実態と防ぎ方 トラクター転倒死亡事故を防ごう	(一社)日本農業機械化協会	51分	2009	
	セイフティアグリシリーズ Disc1 あなたを守る安全フレーム トラクター運転操作の基本 トラクターセイフティチェックポイント 農機の路上走行を安全に 地域ぐるみで事故を防ぐ トラクター安全研修の進め方	(一社)日本農業機械化協会	83分	2009	
	セイフティアグリシリーズ Disc2 春の農作業を安全に 中山間地の農作業安全 耕うん作業を安全に～水田・ロータリー編～ 秋の農作業を安全に 中山間地域の農作業安全～秋の稲収穫～ 安全なコンバイン作業	(一社)日本農業機械化協会	92分	2009	
	セイフティアグリシリーズ Disc3 あなたのための安全保護具 事故を防ぐ農機の安全装置 安全確保のための正しい工具の使い方	(一社)日本農業機械化協会	51分	2009	
	地域で守る担い手の生命(いのち) 地域での話し合いから始める農作業	(一社)日本農業機械化協会	35分	2009	
	農作業事故 経験者は語る	(一社)日本農業機械化協会	20分	2023	○
	トラクター 安全作業の基本	(一社)日本農業機械化協会	15分	2023	○
	シートベルトしていますか	(一社)日本農業機械化協会	7分 43秒	2024	○
	農作業中の熱中症を防ぐ	(一社)日本農業機械化協会	10分	2025	○

## 5 農作業安全に関する参考資料

### (1) 農作業安全に関する啓発資料公開ホームページ

国や県が作成した主な農作業安全啓発資料をホームページに掲載していますので、ご活用ください。

#### ア 農林水産省

- ・ 農作業安全対策

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/index.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html)

- ・ 令和6年に発生した農作業死亡事故の概要

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/attach/pdf/sibo-13.pdf](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/attach/pdf/sibo-13.pdf)

- ・ 熱中症対策

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/nechu.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html)

- ・ 労働安全衛生に関する教育を実施しましょう！

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/roudouanzenkyouiku.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/roudouanzenkyouiku.html)

#### イ 岐阜県

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1131.html>

#### ウ 農研機構 NARO 革新工学センター（2025年10月1日よりアドレス変更）

<https://www.naro.go.jp/org/iam/anzenweb/>

- ・ 農機安全 e-ラーニング

<https://www.naro.go.jp/org/iam/el/index.html>

#### エ 一般社団法人 日本農業機械化協会

- ・ 農作業安全総合対策推進事業（農作業安全に関する研修資料や動画など）

<https://www.nitinoki.or.jp/index.html>

- ・ 農作業安全指導マニュアル

<https://nitinoki.or.jp/bloc3/karte/r3anzen.pdf>

- ・ 農作業安全に関する指導者向け研修 受講者リスト

<https://www.nitinoki.or.jp/bloc3/safetytr/index.html>

#### オ 全国共済農業協同組合連合会（JA 共済）

- ・ FARMERS 1 ST（ファーマーズファースト/農作業安全に関する総合サイト）

<https://social.ja-kyosai.or.jp/farmers1st/>



## (2) 農作業安全に関する啓発資料

### ア 農林水産省

○農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）チェックシート（事業者向け）

#### 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業） 事業者向け チェックシート

事業者名	
品目 (○を付ける。複数選択可)	米 / 畑作 / 露地野菜 / 施設園芸 / 果樹 / 酪農 / 肉用牛 / 豚 / 鶏 / その他 ( )
記入者 氏名	
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

※GAPに取り組まれている方へ：2-(3)-①以外は、GAPの取組としても行われるべき事項です。本チェックシートを通して、これらの取組が実施できているか、改めてご確認ください。

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる。	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等の資格を取得する。	
1-(1)-⑤	家族の話合い、職場での朝礼や定期的な集会等により、従事者間で作業の計画や安全意識を共有する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者自らが提案を行う。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令や職場内の安全ルールを遵守する。 (法令による義務の例) ・トラクターで公道を走行するときは、作業機を含めた車幅等の条件に応じて、大型特殊自動車免許等を取得した者とする(道路交通法第85条等) ・労働者をフォークリフトの運転業務に就かせるときは、最大荷重に応じて、技能講習を修了した者とするか、特別教育を実施する(労働安全衛生法第59条第3項等)	
1-(2)-②	農業機械や農薬等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	

1-(2)-④	健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	GAPの取組を行ったり、作業安全対策に知見のある第三者等によるチェックを受ける。	
<b>1-(3)</b>	<b>資機材、設備等の安全性の確保</b>	
1-(3)-①	燃料や農薬など危険性・有害性のある資材を適切に保管する。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
<b>1-(4)</b>	<b>作業環境の整備</b>	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	機械・器具等の危険箇所を特定して改善・整備し、安全な作業手順、作業動作、使用方法等を明文化又は可視化して全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-③	現場の作業環境の危険箇所を予め特定し、改善・整備や掲示等による注意喚起を行う。	
1-(4)-④	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
<b>1-(5)</b>	<b>事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用</b>	
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を講じる。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
<b>2</b>	<b>事故発生時に備える。</b>	
<b>2-(1)</b>	<b>労災保険への加入等、補償措置の確保</b>	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
<b>2-(2)</b>	<b>事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施</b>	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(①事故直後の救護・搬送、連絡、②その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
<b>2-(3)</b>	<b>事業継続のための備え</b>	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

**農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）  
事業者団体向け チェックシート**

事業者団体名	
記入者 役職・氏名	
記入日	令和      年      月      日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
<b>1</b>	<b>構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う。</b>	
1-①	構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。	
1-②	構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。	
1-③	構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。	
1-④	構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。	
1-⑤	構成員の安全に配慮された資機材等の導入・更新に対し助言や支援を行う。	
1-⑥	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。	
1-⑦	構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は既存のガイドライン等の周知を行う。	
1-⑧	構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。	
1-⑨	効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。	
<b>2</b>	<b>構成員の事故発生時に備えた措置を講じる。</b>	
2-①	構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。	
2-②	必要な場合は労災保険特別加入団体を設立し、特別加入の受け皿となる。	
2-③	構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。	



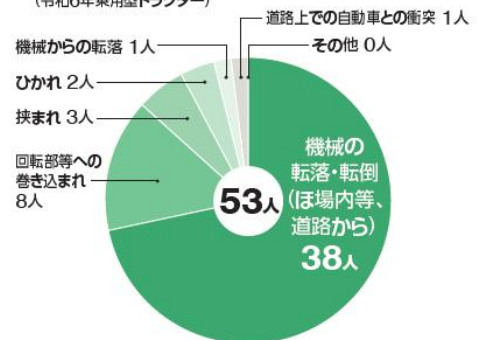
農作業中の死亡事故は一般交通事故の**約7倍**、建設業の**約3倍**にも及びます。  
特に機械事故では、用水路等への転落や傾斜地での横転などの  
「転倒・転落」事故が多く発生しています。

■ 10万人あたり事故死者数の推移



出典：死亡者数 農作業死亡事故調査（農林水産省）、死亡災害報告（厚生労働省）  
就業者 農林業センサス、農機構造動態調査（農林水産省）、労働力調査（総務省）  
令和6年中の交通事故死者数について（警察庁）

■ 原因別の農業機械作業に係る死亡者数  
(令和6年乗用型トラクター)



出典：農作業死亡事故調査（農林水産省）



公道での農業機械の転落・転倒による交通事故を防ぐために  
以下のポイントに注意しましょう!



ポイント  
1

**確実な運転操作とブレーキ連結の確認**

ハンドルやブレーキ操作のミスは、道路等からの転落・転倒に繋がります。道路走行時には、左右のブレーキを連結し、道路状況に応じた、確実な運転を心がけましょう!

ポイント  
2

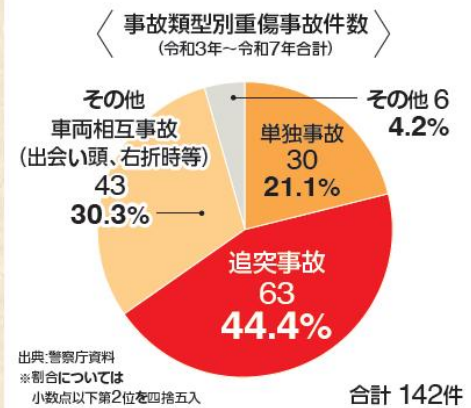
**安全キャブ・フレームの装着とシートベルト・ヘルメットの着用**

救命効果の高い安全キャブやフレームが付いているトラクターを利用しましょう。追突時の投げ出しや頭部損傷を防ぐため、シートベルトやヘルメットを装着しましょう!

乗用車を運転する皆さまへ 農業者の皆さまへ

## 公道上で農業機械に乗用車が追突する事故が多く発生しています!

農業機械は走行速度が遅く、道路上での農業機械の事故のうち**追突事故が全体の約4割**を占めております。特に薄暮期や夜間は後続車から前方を走行する農機が発見しづらく、追突事故が発生しやすいので、両方の運転者が追突事故を防ぐための対策をすることが重要です。



### 低速車マークの設置



#### 乗用車を運転する皆さま

農業機械のような、特殊な自動車には「**低速車マーク**」の設置を推進しています。ドライバーの皆様は、**前方にこのマークを付けた農業機械を発見したら、減速する等**、追突を防止する行動をお願いします。また、幅の広い作業機を装着して走行している場合もあるので、追い越す際にも作業機の車幅に十分ご注意ください。

#### 農業機械を運転する皆さま

農業機械は、走行速度が遅いため、公道走行時は後続車からの発見が遅れ、追突される可能性があります。追突から自分の身を守るためにも、後方から視認しやすい「**低速車マーク**」を設置しましょう。

# 農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの 公道走行ガイドブック

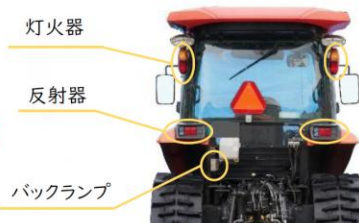
## 直装式農作業機におけるチェックポイント

直装式農作業機（ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤ、播種機等、農耕トラクタに直接装着するタイプのもの（けん引タイプではない）であって、移動時に折りたたみや格納出来るものは折りたたみ格納した状態のものを）を農耕トラクタに装着した状態で公道走行が可能かどうか、次のチェックポイントを必ず確認してください。

全てのチェックポイントをクリアできれば、公道走行が可能です。

### ✓チェックその1（灯火器類の確認）

農作業機を装着しても、灯火器類（ヘッドランプ、車幅灯、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプ、ウインカー、後部反射器）が他の交通から確認できることが必要です。農作業機を装着した状態で、農耕トラクタの前方や後方から灯火器類の取付け状態を確認しましょう。



#### ①確認できない（見えない）場合に必要な対応

所定の位置に灯火器類を別途設置する必要※があります。

※単体で長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のいわゆる特定小型特殊自動車である農耕トラクタの場合、車幅灯、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプについては取付義務がないので、農作業機を装着した場合でも設置の必要はありません（その場合でも、ヘッドランプ、ウインカー、後部反射器は取付義務があります）。

トラクタの灯火器類が農作業機で見えない例



灯火器類の設置例

#### ②確認できる（見える）場合でも必要な対応

①灯火器類が確認できる場合でも、取付位置が最外側（農作業機の端）から40cmを超える場合は、農作業機の両端に反射器（前面白色、後面赤色）を設置する必要があります。

②保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識を後面の見やすい位置に表示する必要があります。

元からある灯火器類が最外側から40cm以内でない例

反射器（左右両側）の設置例  
前面：白、後面：赤

制限標識



### ✓チェックその2（全幅の確認）

農耕トラクタ単体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、農作業機を装着した状態で、幅が1.7mを超えていないか確認しましょう。

#### ①幅が1.7mを超えている場合に必要な対応

①農作業機の両端に反射器（前面白色、後面赤色）を設置する必要があります。

②機体左側にサイドミラーを設置する必要があります。

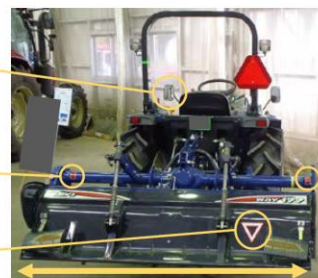
③保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識を後面の見やすい位置に表示する必要があります。

左側サイドミラーの設置例

反射器（左右両側）（前面：白、後面：赤）の設置例


制限標識

幅1.7m超え



農作業機を装着した状態で幅が2.5mを超えていないか確認しましょう。

## ②幅が2.5mを超えている場合に必要な対応

- ① 道路管理者(国道:地方整備局、都道府県道:各都道府県、市町村道:各市町村)から、**特殊車両通行許可を得る必要**があります(農道は許可を得る必要はありません)。
- ② 最外側が分かるよう、**前面及び後面に外側表示板、反射器、灯火器を設置する必要があります**。
- ③ 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識  及び、幅を他の交通に示すための表示「全幅〇.〇〇メートル」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ④ 運転者席にも幅を表示する必要があります。

農作業機への反射器(後面:赤)、  
灯火器(前面:白、後面:赤)及び  
外側表示板(前後両面)設置例

※ なお、農耕トラクタ単体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、農作業機を装着した状態で、幅が2.5mを超える場合、①1.7mを超える場合と同様に、農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。



## ✓チェックその3(運行速度の確認)

農作業機を装着することで農耕トラクタの安定性(傾斜角度)が変わるため、安定性の保安基準(30度又は35度)を満たせなくなる場合があります。


### ①安定性の確認方法

- ① 農耕トラクタと農作業機の組合せによる安定性の確認結果については、(一社)日本農業機械工業会のホームページで公表しています。安定性が確認されたものについては、15km/h以下の速度制限はありません。



(一社)日本農業機械工業会HP  
<http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>

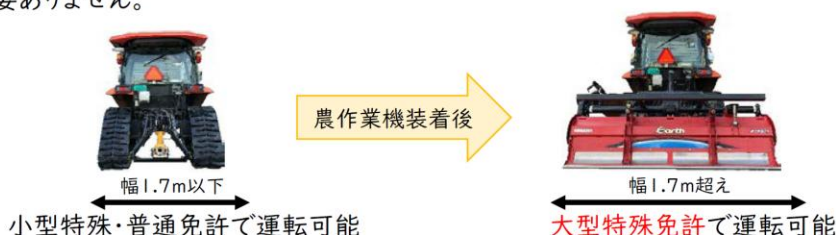
### ②安定性が確認されていない場合に必要な対応

- ① **安定性が確認されていない場合は、運行速度15km/h以下で走行する必要があります**。
- ② 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識  及び、運行速度を他の交通に示すための表示「運行速度15キロメートル毎時以下」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ③ 運転者席にも制限速度を表示する必要があります。

## ✓チェックその4(免許の確認)

小型特殊免許・普通免許で運転が可能なものは、農耕トラクタ単体又は農耕トラクタに農作業機を装着した状態で、寸法が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下(安全キャブや安全フレーム等が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものにあつては、2.8m以下)、最高速度が15km/h以下の条件を全て満たす、いわゆる**特定小型特殊自動車**です。このため、農作業機を装着することにより、この寸法等を超える場合には、これまでどおり**大型特殊免許(農耕作業用自動車限定の大型特殊免許でも可)**が必要です。

なお、車検制度上ではこの寸法を超えても最高速度が35km/hを超えない限り大型特殊には該当しないため、車検は必要ありません。



# けん引式農作業機におけるチェックポイント

けん引式農作業機が、構造要件や保安基準などの一定の条件を満たす場合、道路運送車両法上の小型・大型特殊自動車として新たに位置付けられ（\*）、公道走行が可能になりました。

このけん引式農作業機は、公道を走行する場合、道路運送車両法上「農耕作業用トレーラ」として**農耕トラクタとは別の「自動車」として扱われます。**

農耕トラクタで、マニュアルプレッダー、けん引式ブームスプレーヤ、ロールベア等をけん引した状態で公道走行が可能かどうか、次のチェックポイントを必ず確認してください。

## ✓チェックその0（前提）

農耕トラクタとは別に農耕作業用トレーラとしての保安基準を満たす**灯火器類**をけん引式農作業機の**前面及び後面**に備える必要があります。

また、万が一意図せずに農耕トラクタとけん引式農作業機の連結装置が分離した時であっても連結を保てるように、**農耕トラクタとけん引式農作業機をチェーン等の丈夫な装置でつなぐ**必要があります。

なお、けん引車は農耕トラクタに限られ、けん引式農作業機に積載可能な物品は農耕作業に必要なものに限られていますので、コンバイントレーラ等の汎用性が高いものは注意が必要です。



チェーン等の丈夫な装置でつなぐ

前部反射器及び車幅灯の設置例



後部反射器及び灯火器類の設置例



## ✓チェックその1（灯火器類の確認）

けん引式農作業機は**農耕トラクタとは別の自動車として扱われます**ので、連結時に農耕トラクタの灯火器類が見えていても、けん引式作業機には、前面に車幅灯及び前部反射器（白色）を、後面にテールランプ、ブレーキランプ、バックランプ、ウインカー及び後部反射器（赤色の正立正三角形）を**所定の位置に備える必要\***があります。

※単体で長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下のいわゆる特定小型特殊自動車である農耕トラクタでけん引するけん引式作業機の場合、車幅灯、テールランプ、ブレーキランプ、バックランプについては取付義務がないので、これらを備える必要はありません（その場合でも、方向指示器、前部反射器、後部反射器は取付義務があります）。

## ✓チェックその2（全幅の確認）

けん引する農耕トラクタ単体が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、**けん引式農作業機の幅が1.7mを超えていないか確認**しましょう。


### ①幅が1.7mを超えている場合に必要な対応

①農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。



けん引式農作業機の幅が2.5mを超えていないか確認しましょう。

## ②幅が2.5mを超えている場合に必要な対応


- ① 道路管理者(国道:地方整備局、都道府県道:各都道府県、市道:各市町村)から、**特殊車両通行許可を得る必要**があります(農道は許可を得る必要はありません)。
- ② 最外側が分かるよう、**外側表示板を作業機の前後に設置する必要**があります。
- ③ 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識  及び、幅を他の交通に示すための表示「全幅〇.〇〇メートル」を農耕作業用トレーラ後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ④ けん引車の農耕トラクタ運転者席にも幅を表示する必要があります。

※ なお、けん引する農耕トラクタ単体が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下で、けん引式農作業機の幅が2.5mを超える場合、①1.7mを超える場合と同様に、農耕トラクタの左側にサイドミラーを設置する必要があります。

## ✓チェックその3(運行速度の確認)

けん引式農作業機には、ブレーキが付いていないものがほとんどです。ブレーキが付いていない場合や最大安定傾斜角度の基準(30度又は35度)を満たしているかどうか確認されていない場合は、連結時の**運行速度15km/h以下で走行する必要**があります。

その場合、

- ① 保安上の制限を受けている自動車であることを示す標識  及び、運行速度を他の交通に示すための表示「運行速度15キロメートル毎時以下」をけん引式農作業機後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ② 農耕トラクタの運転者席にも制限速度を表示する必要があります。



## ✓チェックその4(免許の確認)

けん引する農耕トラクタが、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下(安全キャブや安全フレーム等が備えられている自動車で、当該装置を除いた部分の高さが2.0m以下のものにあつては、2.8m以下)、**最高速度15km/h以下の条件(いわゆる特定小型特殊自動車の条件)**を1つでも超える場合、単体でもその運転には大型特殊免許(農耕作業用自動車限定の大型特殊免許でも可)が必要になるとともに、その大型特殊自動車免許が必要な農耕トラクタで**車両総重量750kgを超えるけん引式農作業機をけん引する場合、けん引免許(農耕作業用自動車限定のけん引免許でも可)**が必要となります。

## 担当部署

特殊車両通行許可申請について:国土交通省道路局道路交通管理課

☎03-5253-8111

灯火器類・全幅・運行速度について:国土交通省自動車局技術政策課

☎ 同上

(\*)軽自動車税の納税義務について:総務省自治税務局自動車税制企画室(小型特殊自動車となった場合は、軽自動車税の課税対象となり、市町村への申告が必要となります。大型特殊自動車については、引き続き、固定資産税(償却資産)の課税対象です。)

☎03-5253-5663

免許等その他の事項・全般的なことについて:農林水産省生産局技術普及課

☎03-6744-2111

農林水産省HP: [http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/kodosoko.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html)



# シートベルト着用 義務化



道路運送車両の保安基準改正<sup>(※)</sup>により、乗用型トラクタで道路を走行する際には、シートベルト着用が義務化されます。 ※令和7年6月17日公布



義務化はいつから？

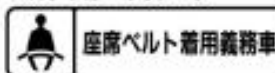
**令和9年1月1日** からです。

どのトラクタが対象？

令和9年1月1日以降に **製造された座席を有するトラクタ**は、**大型特殊自動車**  
・ **小型特殊自動車に限らず対象車となります。**

対象のトラクタには、ボンネット側面に座席ベルト着用義務車を示すステッカー<sup>(※)</sup>が貼付されます。

※ステッカーのイメージ



違反した場合は？

**シートベルトの着用義務違反**として、**点数1点**が付されます。

農林水産省

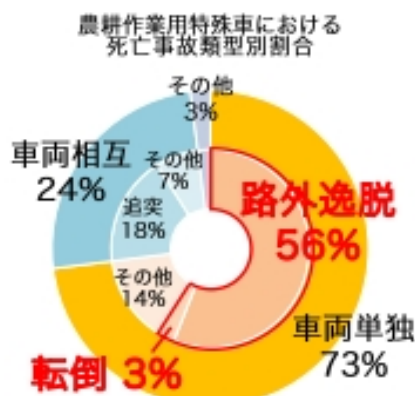
裏面へ

# シートベルトを締めましょう！

## シートベルト着用は、 トラクタの死亡事故率低下に有効です

### トラクタの交通事故の特徴

農耕作業用特殊車の死亡事故は車両単独による路外逸脱・転倒が多く、特に乗用型トラクタの死亡事故が多い状況。



※統計交通事故総合分析センターのデータより農林水産省分析  
(平成23年一斉取組2年、162台合計)

#### 【トラクタでの道路走行時の危険因子】

- ・ 左右独立ブレーキの連結忘れによる片ブレーキでの予期しない旋回
- ・ 作業機による車幅の変化や重心の変化
- ・ 凸凹道や狭路等、不安定な道路の走行

路外逸脱や  
転倒の可能性

車体から投げ出される、  
車体の下敷きになる等により  
死亡・重傷の恐れ



国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構ホームページ  
農業機械研究部門農作業安全情報イラストで見る事故事例より

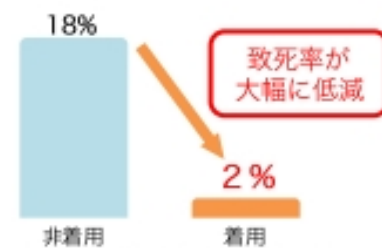
### シートベルトの効果

乗用型トラクタの路外逸脱・転倒事故における死亡・重傷リスクに対し、シートベルトを安全キャブ・フレームとセットで使用することが重要！



シートベルトを着用することで安全キャブ・フレームによりつくられる安全域にとどまることができ、トラクターの下敷きになることを防ぐことができる。

#### 農耕作業用特殊車における事故時のシートベルト着用状況別致死率



※統計交通事故総合分析センターのデータより農林水産省分析  
(平成23年一斉取組2年、162台合計)

### 参考情報

農林水産省ホームページもご覧ください。

シートベルト  
着用義務化に  
ついて



(確認)  
シートベルト  
していますか



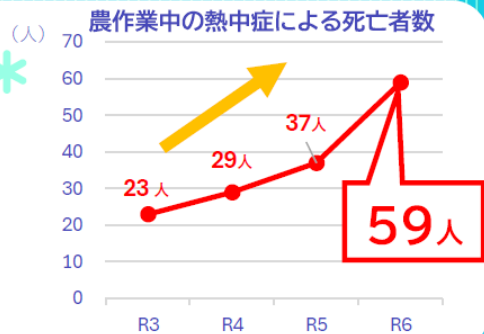
農業者の  
みなさまへ

# 農作業中の熱中症を 予防しましょう!!

熱中症等による死亡事故が急増しています！  
4月1日～6月30日は熱中症等対策研修強化期間です。  
各地域で開催される研修に参加しましょう！

## \* 農作業中の熱中症が急増 \*

- 近年、農作業中の熱中症による死亡者は急増しています。
- このうち、約85%が7～8月に発生しています。



## \* 予防のポイント \*

### 暑さを避ける

高温時の作業は極力避け、日陰や風通しのよい場所で作業



### こまめな休憩と水分補給

喉の渇きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給



### 単独作業は避ける

複数名で作業を行う、時間を決めて連絡をとり合う



### 熱中症対策アイテムの活用

帽子や吸湿速乾性の衣服の着用、空調服や送風機の活用



そのほか、日々の体調管理など熱中症に負けない体づくりをしておきましょう！

農林水産省



もっと  
知りたい!!

# 熱中症対策

## \* 熱中症対策アイテム \* \*

### 身体を冷やす

暑い時間帯の作業等が避けられないときに活躍



ファン付きウェア、  
ネッククーラー

### 1人作業の備え

やむを得ず1人作業をする際のリスクを回避したいときに活躍



ウェアラブル端末、  
応急セット

### 環境改善

作業場を涼しくしたり、休憩の質を高めたいときに活躍



ミストファン

## \* 熱中症が疑われる場合には \* \*

### 01 作業を中断



(代表的な症状)

- ・ 汗をかかない、体が熱い
- ・ めまい、吐き気、頭痛
- ・ 倦怠感、判断力低下

### 02 応急処置



- ・ 涼しい環境へ避難
- ・ 衣服をゆるめ体を冷やす
- ・ 水分・塩分を補給

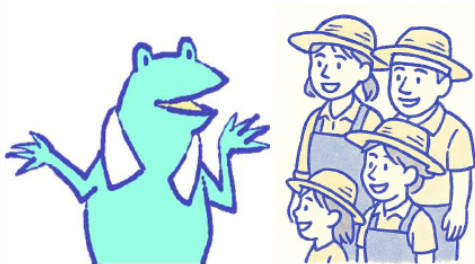
### 03 病院へ



応急処置をしても症状が改善しない場合は医療機関で診療を受けましょう!!

## 7月～9月は“夏の熱中症等対策声かけ期間”

キャッチフレーズ:いのちをうばう、夏のひとり作業



農作業中の熱中症死亡事故の多くは1人作業で発生しています。  
大切な人の命を守るため、  
家族や地域で声をかけあいましょう!

# 農作業事故ゼロへ！ 春作業は「もう一步の安全確認」を。

## 農作業事故が増加しています

4～6月は、農繁期を迎え農作業が最も忙しくなる時期です。県内でも例年、機械の転倒や挟まれ、熱中症による事故が相次いでいます。

一人ひとりの「注意」と「確認」で、かけがえのない命を守りましょう。

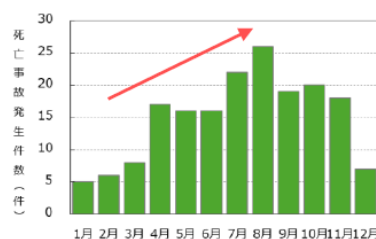


図 農作業死亡事故月別発生件数(H13～R6、岐阜県調べ)

### 乗用型トラクターの 転倒・転落防止

- 安全キャブ・フレーム付き機の使用
- 移動時はヘルメット・シートベルトを着用
- 左右ブレーキの連結確認



### 歩行型トラクターの 挟まれ事故防止

- 作業前・後退時は周囲の障害物を確認
- けん引時の旋回はハンドル操作
- 無理な姿勢での操作はしない



### 刈払機の安全使用

- 作業前に刈刃の確認
- 防護用装備の着用(フェイスシールド、手袋、安全靴)
- 作業開始前に危険物は取り除く
- 複数人での作業時は、十分な安全距離を確保



### 農薬の安全な取扱

- 保護具の着用(マスク、手袋、カッパ、保護メガネ)
- ラベル記載事項の厳守
- 飛散(ドリフト)防止対策の徹底



### 春先の熱中症対策

- 春先でも高温注意
- こまめな休憩と水分・塩分補給
- 適切な服装・熱中症対策アイテムの活用
- 作業は複数名で行い、こまめに連絡を



- こちらも参考にしてください。

農作業安全対策  
(農林水産省 HP)



農作業安全について  
(岐阜県 HP)



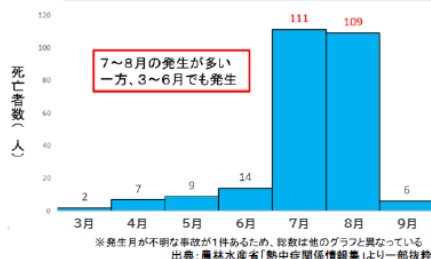
岐阜県農政部農産園芸課

# 春でも熱中症に注意が必要です

## 熱中症搬送者は増加しています

- 近年、農作業中の熱中症による死亡事故が急増
- その多くは7～8月に発生、早いときは3月から
- 特に70歳以上の方は、のどの渇きや気温の上昇を感じにくくなり、熱中症の危険性が高くなるため要注意

農作業中の熱中症による死亡者数  
月別(平成24～令和3年)



## 熱中症予防のポイント

### 暑さを避ける

高温時の作業は極力避け、日陰や風通しのよい場所で作業



### こまめな休憩と水分補給

喉の渇きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給



☆ 水分補給は20分おきに毎回コップ1～2杯以上。塩分補給も忘れずに。

### 単独作業は避ける

複数名で作業を行う、時間を決めて連絡をとり合う



出典:農林水産省「農作業中の熱中症を予防しましょう!」より一部抜粋

## 熱中症対策アイテムの活用

### 身体冷却(暑いときの作業等が避けられないときに活躍)

身に着けることで作業中の身体を冷やす効果があります。

アイススラリーを作業前に飲むことで、作業中の深部体温の上昇を抑えることができます。

#### 外部冷却(カラダを外から冷やす)



ネッククーラー

#### 内部冷却(カラダを内から冷やす)



アイススラリー

### 1人作業の備え

やむを得ず1人作業をする際にもリスクを回避するときに活躍。



ウェアラブル端末、応急セット

### 環境改善

作業場を涼しくしたり、休憩の質を高めたいときに活躍。



ミストファン

出典:農林水産省「農作業中の熱中症を予防しましょう!」より一部抜粋

## 熱中症かなと思ったら

### 01 作業を中断



(代表的な症状)

- ・ 汗をかかない、体が熱い
- ・ めまい、吐き気、頭痛
- ・ 倦怠感、判断力低下

### 02 応急処置



- ・ 涼しい環境へ避難
- ・ 衣服をゆるめ体を冷やす
- ・ 水分・塩分を補給

### 03 病院へ



応急処置をしても症状が改善しない場合は医療機関で診療を受けましょう!!

出典:農林水産省「農作業中の熱中症を予防しましょう!」より一部抜粋

☆「暑い環境下での体調不良」は、すべて熱中症の可能性ががあります。少しでも症状があれば、すぐに作業を中断しましょう。

## MAFFアプリをご活用ください

「MAFFアプリ」とは、農業に携わる皆さまに役立つ情報を農林水産省からお届けするスマホ用アプリです。お住いの地域で熱中症警戒アラートが発表されると、通知を受け取ることができます。

MAFFアプリのダウンロードはこちら



お問い合わせ 岐阜県農政部農産園芸課 TEL 058-272-8439

令和7年度

# 秋の農作業安全運動展開中!!



収穫作業で忙しい秋は、農作業事故が発生しやすくなります。  
事故を未然に防ぐため、秋に発生しやすい**3**つの事故に注意しましょう。

## 1 コンバインへの巻き込まれ事故に注意！！



出展：農作業安全リスクカルテ（日本農業機械化協会）



- 動かすときは補助作業者と**相互の意思確認**。
- ワラ詰まり解消、清掃・整備時は**必ずエンジンを停止**。
- 手こぎ**は、**素手**で**緊急停止ボタン**を押せる位置で作業。

## 2 乗用トラクターの転落・転倒事故に注意！！



出展：農作業安全リスクカルテ（日本農業機械化協会）



- 走行通路の状況は事前に確認。
- 狭い道などへの無理な移動は避ける。
- 安全フレーム**を適宜正しく設置し、**ヘルメット・シートベルト**を着用。
- ブレーキペダルの**連結確認**。

## 3 暑い時間帯の作業による熱中症に注意！！



出展：農作業安全リスクカルテ（日本農業機械化協会）



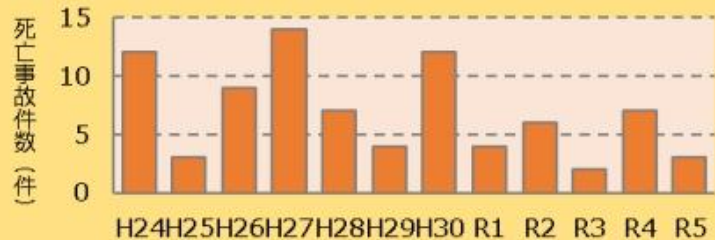
- 複数人**（2人以上）での作業。
- 20分おきに**水分・塩分補給&休憩**。
- 熱中症**対策アイテム**の活用。  
※ファン付きウエア、冷却ベスト、ウェアラブル端末、ミストファン等
- 頑張りすぎず、疑わしいときは**すぐに作業を中断**して応急処置。



# 目指せ！岐阜県内農作業事故ゼロ

農作業による  
**死亡事故**が  
依然高水準！

岐阜県農作業死亡事故発生件数



## 農作業事故防止に向けた「5つ」のお願い！

**その1** 安全対策を講じた農業機械を購入しましょう！



出展：農研機構生研センター

**その2** 農業機械の点検・整備を行いましょう！

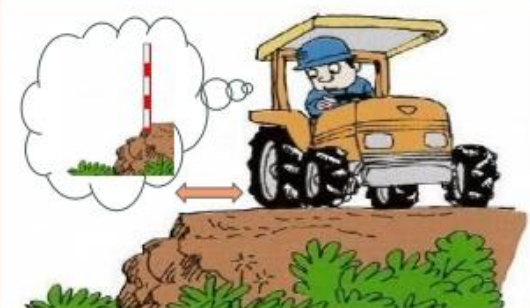


出展：令和2年度ベテラン農業機械点検結果報告書(日本農業機械化協会)

**その3** 安全作業に必要な知識や技術を習得しましょう！



**その4** 農作業事故への危機意識を持ちましょう！



出展：日本農業機械化協会

**その5** 万が一の事故に備え労働者災害補償保険に加入しましょう！

労働者災害補償保険は、雇用労働者の業務災害の補償を目的とする公的保険ですが、自営農業者も、一定の基準を満たせば加入できる特別加入制度があります。

お問い合わせ 岐阜県農政部農産園芸課 TEL 058-272-8439

# 農作業中の 熱中症 に注意！！

農作業中の熱中症による死亡事故が高齢者を中心に増加しています。

今年も暑い夏が予想されています。

体調管理に気をつけ無理のない作業計画を立てましょう！

チェックポイント！



日中の暑い時間帯の作業を避けましょう！



帽子を着用し風の通る服装を心がけよう！



こまめな水分補給・塩分補給をしましょう！

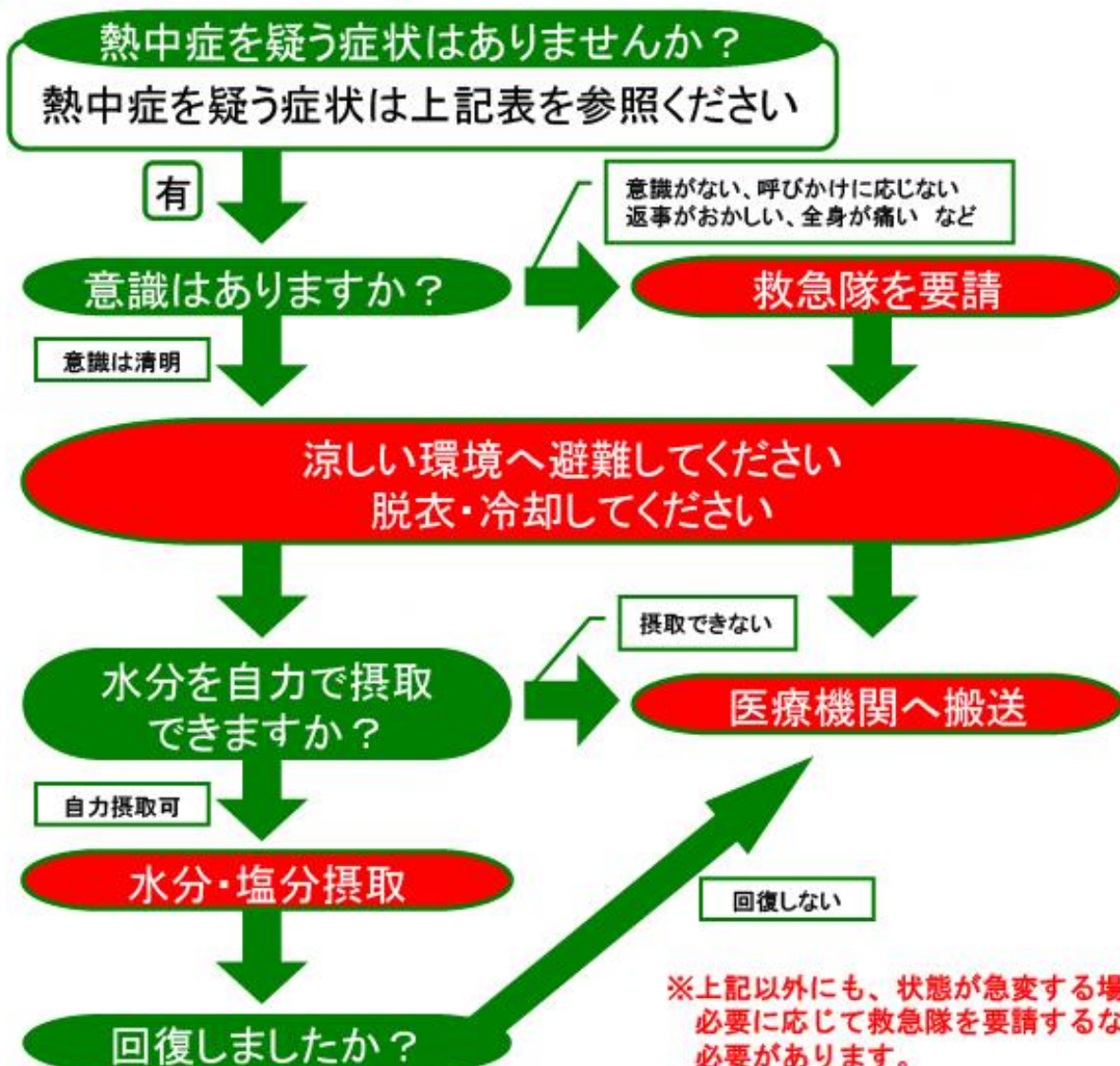
## 熱中症の症状

こんな症状がでたら、それは熱中症かもしれません。



I	めまい...「立ちくらみ」のこと。「熱失神」と呼ぶこともあります。 筋肉痛...筋肉の「こむら返り」のこと。「熱痙攣」と呼ぶこともあります。 大量の発汗	重傷度 <b>小</b>
II	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感... 体がぐったりする、力が入らない、など、従来「熱疲労」と言われてきた状態です。	↓
III	意識障害・痙攣・手足の運動障害... 呼びかけや刺激への反応がおかしい、ガクガクと引きつげがある、真っ直ぐに歩けないなど。 高体温... 体に触ると暑いという感触がある。従来「熱射病」と言われていたものが相当します。	

## 熱中症救急処置



# 注!意

## 農機具の

# 盗難多発!!



### 【主な盗難発生事案】

- ロータリー(アタッチメント)を外して、トラクターのみを盗まれるケース
- 倉庫を破られて盗まれるケース
- 農機を田畑に置いたまま休憩に入った時に盗まれるケース
- ユニック等で吊上げて盗まれるケース



## 今すぐやろう! 盗難防止対策

二重三重の  
セキュリティ対策!

- **エンジンキーは必ず抜く**
- 野外に放置せず、**倉庫に保管**
- 倉庫の**施錠**と、センサーライト等の**防犯機器の設置**
- **ハンドルロック、ワイヤーロックの活用**
- 万が一に備え、**農業機械の機体番号の記録、保険への加入**



ワイヤーロックの例



ハンドルロックの例

岐阜県農政部農産園芸課



**岐阜県農政部農産園芸課**

**(水田経営係)**

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL : 058-272-1111 (内 4118)

FAX : 058-278-2692